

ぎふ禁煙宣言ステッカー配付事業実施要領

第1条 目的

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が令和2年4月1日に全面施行され、望まない受動喫煙の防止を図るため、第二種施設は原則屋内禁煙となった。

改正法に基づく受動喫煙対策を上回る措置を講じている施設に対してぎふ禁煙宣言ステッカーを配付することにより、禁煙の措置を講じる施設を増やすとともに、施設を利用する者が施設を選択しやすい環境整備を促進し、県民の健康増進を図ることを目的とする。

第2条 実施主体

岐阜県

第3条 申請要件

県内（岐阜市を含む）の改正法第28条第6号に規定する第二種施設（第一種施設と第二種施設が混在する複合施設に存在する第二種施設を含む）のうち、実施する受動喫煙対策が次の要件のいずれかを原則3年間は継続して満たすことを宣言すること。ただし、同条第8号から第12号に規定する施設を除く。

- (1) 敷地内全面禁煙
- (2) 屋内全面禁煙（屋外の敷地がない施設（テナント等の場合を含む。）に限る。）

第4条 申請手続き

(1) 申請

ぎふ禁煙宣言ステッカーの配付を希望する施設の管理権原者は、施設の所在地を所管する保健所（岐阜市内の施設においては保健医療課）に別紙様式1「ぎふ禁煙宣言ステッカー配付申請書」により申請する。

なお、岐阜市に申請があった場合、申請した者に申請書を保健医療課に転送する旨の了解を取ったうえで、保健医療課に転送する。

(2) 配付

申請を行った施設の所在地を所管する保健所は、申請書の記載事項を確認のうえ、当該施設にぎふ禁煙宣言ステッカーを配付（以下、ぎふ禁煙宣言ステッカーを配付された施設を「ぎふ禁煙宣言施設」という。）することができる。

第5条 ぎふ禁煙宣言施設の公表

(1) 公表

保健医療課は、ぎふ禁煙宣言施設が公表を希望した場合、施設情報を県WEBページに公表することができる。

(2) 公表の期間

保健医療課は、施設情報を公表した年度の末日から3年が経過したとき、その施設情報をWEBページから削除することができる。

(3) 公表内容の変更・廃止

ぎふ禁煙宣言施設は、公表内容に変更が生じた場合、又は公表の廃止を希望する場合は、速やかに施設の所在地を所管する保健所に別紙様式2「ぎふ禁煙宣言の公表事項変更・廃止申請書」により申請する。

第6条 その他

(1) ぎふ禁煙宣言施設において、改正法では適用除外となる第二種施設の屋外の敷地内で喫煙する者がいた場合、当該喫煙者への指導等は当該施設がぎふ禁煙施設ステッカーを示すなどして行うこと。

(2) 保健所及び保健医療課は、ぎふ禁煙宣言施設がぎふ禁煙宣言ステッカーの追加配付を求めた場合、必要に応じて配付することができる。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月16日から施行する。